

横手市農業委員会

令和7年度 第12回

農業委員会総会議事録

令和8年3月16日

令和7年度 第12回横手市農業委員会総会議事録

令和8年3月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第55号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 議案第56号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について
6. 報告第16号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13		欠
2		欠	14	高橋 康弘	出
3	佐藤 省美	出	15	高橋 馨	出
			16	佐藤 吉治	出
5	佐々木 一誠	出	17	高橋 尚也	出
6	千葉 肇	出	18	近江 清廣	出
7	佐藤 仁	出	19	小松田 英人	出
8	高橋 正也	出	20	丹波 賢太郎	出
9	佐藤 勇	出	21	武藤 吉喜	出
10		欠	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23		欠
12	千田 誠治	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

2番 佐々木 由紀子 委員
 10番 小笠原 夏子 委員
 13番 高田 恵律子 委員
 23番 堀江 一彦 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主任	佐 藤 大 斗
平鹿地域局	専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	堀 江 つくし
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局		

議長

本日の出席者数は19名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第12回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
3番 佐藤 省美 委員
5番 佐々木 一誠 委員
の両名を指名いたします。

議長

日程2、「議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

議長

はじめに「20番」は、議席番号9番 佐藤勇委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号9番 佐藤勇委員 一時退席】

議長

「20番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議案書6ページをご覧ください。
「20番」は、平鹿地域局管内からの申請です。賃貸借している農地を売買するものです。
以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号20番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「20 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「20 番」については、許可することに決定いたします。
退席委員の入場を認めます。

【議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席】

議長

次に「29 番」は、議席番号 5 番 佐々木一誠委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号 5 番 佐々木一誠委員 一時退席】

議長

「29 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

「29 番」は、十文字地域局管内からの申請です。経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を貸付するものです。

なお、本件申請地は相続登記未了ですが、二分の一を超える相続割合を有する者の同意を得ております。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 29 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「29 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「29 番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

【議席番号 5 番 佐々木一誠委員 着席】

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「1 番」から「47 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。11 ページの「37 番」につきましては、申請者からの申出により取下げされました。議事参与の制限の案件及び取下げの案件を除く案件は、「20 番」、「29 番」、「37 番」を除く 44 件です。

議案書 2 ページをご覧ください。

「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。農業廃止のため、知人へ農地を贈与するものです。

「2 番」、「3 番」は、増田地域局管内からの申請です。いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。

「4 番」から「19 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

「4 番」から議案書 5 ページの「14 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。なお、「10 番」の申請地は相続登記未了ですが、二分の一を超える相続割合を有する者の同意を得ております。「15 番」から議案書 6 ページの「18 番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。「19 番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。

議案書 7 ページをご覧ください。

「21 番」から「27 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。

「21 番」、「22 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。「23 番」から議案書 8 ページの「26 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「27 番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。

「28 番」は、大森地域局管内からの申請です。買受により、経営規模の拡大をするものです。議案書 9 ページをご覧ください。

「30 番」から「39 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「30 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を貸付するものです。「31 番」から議案書 10 ページの「36 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。なお、「32 番」の申請地は相続登記未了ですが、相続人全員の同意を得ております。議案書 11 ページをご覧ください。「38 番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「39 番」は、これまで委託していた農地を売買するものです。

「40 番」は、山内地域局管内からの申請です。借受により、経営規模の拡大をするものです。

議案書 12 ページをご覧ください。

「41 番」から「47 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「41 番」から議案書 13 ページの「45 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「46 番」、「47 番」は、低生産地及び経営縮小のため、集約化が可能な近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の議事参与の制限の案件及び取り下げの案件を除く受付番号 1 番から 47 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件及び、取り下げの案件を除く「1 番」から「47 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件及び、取り下げの案件を除く「1 番」から「47 番」について、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、「議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 16 ページをお開き下さい。案件は 3 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（準工業地域）」にある農地であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は医薬品等の販売、製造など多種にわたり事業を展開している株式会社で、今回、申請地に店舗を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■から■■■■へ約 500m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「国道」、西側・東側は「宅地」、南側は「田」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は近接する排水路へ接続排水させるとのことです。

「被害防除」は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、都市計画法第 29 条による開発行為については、申請済みで許可見込み。道路法第 24 条については、協議中で許可見込みとなっております。

「申請地」は、第 3 種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、3 月 2 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、 地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第 12 条第 1 号に規定する「おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第 1 種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は現在賃貸住宅で、夫、子供一人の 3 名で生活しており、一般住宅建築を計画し土地を探したが、価格等条件が合わず、やむを得ず申請地に計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、 地区交流センターから へ約 970 m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「宅地」、西側は「田」、南側・東側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額借入金で対応することと、金融機関からのお申込みの手続きのご案内の通知により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させるとのことです。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第 1 種農地ではありますが、現在賃貸住宅で生活している申請者が一般住宅を建築しようとするものであり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、3 月 2 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

次に、議案書 18 ページです。「3 番」は、 地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第 12 条第 1 号に規定する「おおむね

10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第1種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は電気通信工事業等を目的とする株式会社で、今回、申請地に携帯電話通信施設の建設に伴う工事用仮設ヤードを整備するため一時転用を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約1.5kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は法定外道水路を挟んで「宅地」、南側・東側は「市道」、西側は「田」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、仮設トイレを設置し、その他の汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させるとのことです。

「被害防除」は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第1種農地ではありますが、携帯電話通信施設工事用仮設ヤードのため一時転用を計画したものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する「申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、3月4日、佐々木一誠委員、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の地域計画に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、2番については「農用地区域に含めない現況農用地等の土地についての証明」が提出されております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第54号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

	(挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 54 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、議事参与の制限の案件により議長を交代します。 本日は、堀江会長職務代理者が欠席のため、申し合わせにより高橋尚也農地・農政推進委員長と交代します。 暫時休憩します。
	(暫時休憩)
議長（代理）	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長（代理）	はじめに「整理番号 569 番、570 番」は、議席番号 24 番 飯野正和委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	【議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席】
議長（代理）	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利移転になります。議案書 50 ページの「整理番号 569 番・570 番」の 2 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 4 月 28 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長（代理）	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長（代理）	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 569 番・570 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長（代	全員賛成ですので、「整理番号 569 番・570 番」については、承認する

理)	<p>ことにいたします。 退席委員の入場を認めます。</p>
	<p>【議席番号 24 番 飯野正和委員 着席】</p>
議長 (代理)	<p>ここで、議長を交代いたします。暫時休憩いたします。 (暫時休憩)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>
議長	<p>次に「整理番号 445 番、539 番、540 番、576 番、577 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p>
	<p>【議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席】</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 35 ページの「整理番号 445 番」、議案書 46 ページの「整理番号 539 番・540 番」の 3 件は権利設定、議案書 51 ページの「整理番号 576 番・577 番」の 2 件は権利移転になります。これらは、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 4 月 28 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 445 番、539 番、540 番、576 番、577 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 445 番、539 番、540 番、576 番、577 番」については、承認することにいたします。 退席委員の入場を認めます。</p>

【議席番号9番 佐藤勇委員 着席】

議長

次に「整理番号507番」は、議席番号14番 近江清廣委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号14番 近江清廣委員 一時退席】

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利設定になります。議案書42ページの「整理番号507番」の1件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和8年4月28日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号507番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号507番」については、承認することいたします。

退席委員の入場を認めます。

【議席番号14番 近江清廣委員 着席】

議長

次に「整理番号510番」は、議席番号22番 木村由美子委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号22番 木村由美子委員 一時退席】

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利設定になります。議案書42ページの

「整理番号 510 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 4 月 28 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 510 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 510 番」については、承認することにいたします。

退席委員の入場を認めます。

【議席番号 22 番 木村由美子委員 着席】

議長

次に「整理番号 529 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席】

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利設定になります。議案書 45 ページの「整理番号 529 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 4 月 28 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 529 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 529 番」については、承認することいたします。

退席委員の入場を認めます。

【議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席】

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 322 番」から「整理番号 586 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

はじめに所有権移転になります。議案書 22 ページの「整理番号 322 番」から、「整理番号 323 番」の 2 件は、令和 8 年 4 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 8 年 4 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。議案書 22 ページの「整理番号 324 番」から「整理番号 330 番」の 7 件は、令和 8 年 4 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 23 ページの「整理番号 331 番」から、議案書 47 ページの「整理番号 547 番」の 211 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 4 月 28 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 55 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 48 ページの「整理番号 548 番」から、議案書 52 ページの「整理番号 586 番」の 35 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 4 月 28 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 322 番」から「整理番号 586 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 322 番」から「整理番号 586 番」について、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 55 号」について、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します

議長

日程 5、「議案第 56 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。

議長

本件につきましては、横手市農業振興課から説明をお願いします。

農業振興
課

事前に配付しております、議案第 56 号を別紙によりご説明いたします。今回、意見を伺う地域計画の変更は、令和 7 年度の最終変更であります。令和 7 年度は、これまで、農振農用地区域から除外・農地転用や、農業を担う者の追加等も変更を 4 回行ってまいりました。今回は 5 回目の変更となり、毎年行っている協議の場の結果を踏まえた変更であります。

はじめに、地域計画の変更までの経緯として協議の場の実施状況は改めて説明いたします。協議の場は、9 カ所の地域計画毎に令和 7 年 11 月から 12 月に各地域で実施しました。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、協議の場に多数出席していただき誠にありがとうございました。また、本年度は、より具体的な話し合いができるよう、地域を細分化した形で一部の地域で実施しました。横手地域では、睦成地区などの横手北部地区、平鹿地域では、中吉田地区、下鍋倉地区、雄物川地域では、造山地区の 4 地区で実施しております。

それでは、それぞれの地域毎に地域計画の変更案をポイントのみ説明します。

はじめに横手地域です。1 の(1)の地域計画の区域の状況については、備考欄に記載しているとおりの内容でそれぞれ地域の面積を記載しておりますが、7 年度に農地転用、農振農用地区域から除外するため、地域計画変更をした面積は除いております。また、地域計画の 4 の地域内の農業を担う者一覧及び目標地図案の経営体名については、個人情報保護

に観点から実名なしのものを配付・提示しております。1の(2)の地域農業の現状及び課題については、70歳以上の認定農業者数の記載に変更しております。この2点については、全地域計画とも同様の記載の変更となっております。裏面の3の(3)に横手北部地区の基盤整備事業実施の計画があること追加で明記しました。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には245経営体を記載しております。

次に増田地域です。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には84経営体を記載しております

次に平鹿地域です。裏面の3の(3)に中吉田地区の基盤整備事業の8年度採択と、下鍋倉地区の基盤整備事業実施に向けた具体的な協議を進めることを追加で明記しました。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には254経営体を記載しております。

次に雄物川地域です。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には198経営体を記載しております。

次に大森地域です。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には91経営体を記載しております。

次に十文字地域です。1の(1)の参考欄に訂正があります。記載では、区域内における〇歳以上となっておりますが、70歳以上に訂正願います。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には175経営体を記載しております。

次に山内地域です。1の(1)の参考欄について、十文字地域同様の訂正があります。記載では、区域内における〇歳以上となっておりますが、70歳以上に訂正願います。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には42経営体を記載しております。

次に大雄地域です。別紙1の地域内の農業を担う者一覧には141経営体を記載しております。

続いて、目標地図の案を説明いたします。本年度の目標地図の変更に当たっては、農業委員会サポートシステムを活用し、協議の場の結果、集積意向を踏まえて目標地図を作成しております。本システムでは、従来の地域全体での目標地図の作成が困難であったことから、各地域とも分割して作成しております。分割して作成したため枚数が多く事前配付しておりませんのでご了承願います。

本日の総会で、中央のテーブルに大判で印刷した目標地図を提示しておりますので、後ほど、ご確認を願います。また、担い手の数が多く、全ての農業を担う者の色分け表示が困難なことから、認定農業者のみを色分け表示しております。また、基盤整備事業実施地区で換地処分等が終了していない地区は、整備後の区画表示や地番に、農業委員会サポートシステムが対応していないことから、サポートシステムでの目標地図作成が困難な状況であり、横手地域の一部、平鹿地域全域の目標地図の変更がうまく進めることができませんでした。基盤整備事業実施地区については、従来どおり、基盤整備関連経営体育成等促進計画書の経営形態計画図を目標地図にしたいと思っております。なお、山内地域は今回目標地図の変更ありません。地域計画案及び目標地図案の説明は以上であります。

最後に、地域計画変更に係る今後のスケジュールをお知らせいたします。関係機関からの意見聴取後に、地域計画案、目標地図案を市HPに

掲載し、2週間の縦覧を行い広く意見を聴取します。その結果を踏まえて、地域計画作成の決定公告を行います。なお、決定公告は、4月6日頃に行う予定です。なお、市HPでの縦覧及び決定公告時には、個人情報保護の観点から、「農業を担う者」の実名は掲示しないこととしておりますのでご了承ください。

8年度についても、協議の場の結果を反映した、より実効性のある地域計画とするため、引き続き変更見直ししてまいります。しかしながら、皆様方も課題としてとらえているように、協議の場を開催しても、参加者も少なく、地域計画の項目にあるような具体的な協議や、農地集積・集約化に係る現実的な話し合いができていないのが現状で、国が提示している地域計画の進め方と目標地図の作成内容とは乖離があることも事実であります。市としても、8年度以降、協議の場の開催方法や話し合いのコーディネートやり方等を工夫していきたいと思っておりますので、農業委員会組織の積極的な助言・提言や、目標地図案作成などの主体的な取り組みをよろしくお願いいたします。

議長

農業振興課の説明がありました。
この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

16番佐藤委員

ご説明ありがとうございました。農業振興課にお伺いします。この場には農業委員ですが、農業委員会はご承知の通り農地利用最適化推進委員もおりますので、あらかじめ推進委員からも意見等をいただいているのでしょうか。あるいは、この後、推進委員から聞く予定はありますか。

農業振興課

農業振興課といたしましては、協議の場に担当地域の推進委員からも出席いただき、その場でいろいろとコーディネートしてもらったり、リードしてもらったりして意見を出していただいたものと考えております。国が示す法律的なスキームでは、農業委員会の意見を伺うということですので、横手市の場合は、農業委員会の総会にお諮りすることで全体の意見を伺ったものと判断しております。

今後は、推進委員にもいろいろと協力してもらわないといけませんし、現場で動いてもらわないといけないと思っておりますので、目標地図を協議の場で確認しながら、それぞれご意見をいただくということでご理解をお願いしたいと思います。また、通常の推進委員活動の中でも農地のマッチング活動の際に、タブレット端末により農業委員会サポートシステムに入ってもらって、中身を見ていただくと、この目標地図が反映されておりますので、その際に確認していただければなと思っております。以上です。

16番佐藤委員

協議の場において推進委員が一緒にやったということでおっしゃられています。私が思うに、この意見聴取のあり方、あるいは、やり方の工夫について会長と事務局にもう少し考えていただきたいと思っております。

ご承知の通り、地域計画の作成主体は市ですが、農業委員会の関わり合いは協議の場が主な協力内容だと思います。そういう事で農業委員会

では支援していますが、この活動を主体的に行うのは推進委員というところで、更に農業委員がそれに連携して共同しているというのが、法令や通知、それから推進委員の業務という観点から非常に重要なことです。推進委員にこれらの資料、あるいは、苦勞されて作ったその横にある図面について、この場において農業委員だけから聞いて判断するということがいかなものかと思えます。

意見聴取はご説明にあった通り、目標地図の素案を踏まえた内容になっているかどうかというのが農業委員会の意見聴取の（肝）だと思います。今ご説明があった中でもこの資料の中で大事なポイントは、別紙1と、目標地図がしっかり協議の場で話し合われたことが反映されているかどうか、それを踏まえてあまり変更はありませんが、この資料の内容が合っているかどうかを確認する訳ですから、そこを積極的に推進活動した推進委員に見てもらうことが、当然のことではないかと思えます。そういうのが意見聴取のあり方ではないかと思えます。

この意見聴取の仕方については、総会において農業委員会を代表とする意見という話ですが、やはり推進委員が大変苦勞しているのですから、例えば総会の前に推進委員だけ集めて意見聴取などを行うか、あるいは、各地域で事務調整会議を開催していますから、資料や図面を各地域へ一月ぐらい前、少し前に事務局から各地域に配付して推進委員と我々農業委員が見て、各地域の意見集約することができれば、総会で農業振興課が来て説明して、質問に対して回答するというのではなく、文書協議でも結構です。総会で説明して意見聴取しなければならないと限られてはいません。またこれも難しい場合は、農業委員会等に関する法律第29条を活用して、推進委員から意見を聴取できるとありますから、この場で農業委員のほかに推進委員も同席のうえ一緒に意見を聞くとかできるわけです。そういうこと非常に私は大事ではないかと思えます。

農業振興課もおっしゃった通り、これまで旧市町村に限定的に行ったものをこの前の意見書の回答の中身でも集落単位であるとか、あるいは、合意形成が進むエリアなどで協議の場を開催していくようなことを農業振興課長はおっしゃっておられます。今後更に作業が頻繁になって、それでも推進委員から意見も聞かないのは、私はよろしくないと思えます。ぜひ、意見聴取の本来のあり方というものを踏まえて意見聴取のやり方というものを次回までご検討いただいて推進委員のご苦勞をきちっと反映できるような、しかも、事務効率を高めて簡便にやれるような方法を会長から事務局に指示して考えていただければというふうに思います。以上です。

議長

貴重なご意見ありがとうございます。今のご意見を踏まえて、推進委員方各地域で難儀もしておりますので、農業振興課とも相談しながら、実効性のある会をこの後検討していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長

他に質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 56 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、「議案第 56 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

日程 6、「報告第 16 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案書 55 ページをお開き下さい。報告件数は 1 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、 地域局管内です。

「照会地」は、市役所 庁舎から へ約 2.5 km に位置しております。隣接地との状況は、北側は水路を挟んで「田」、東側は宅地を挟んで「市道」、西側は「田」、南側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、昭和 50 年代の土地改良事業に伴う換地処分された土地で、当時の登記名義人は申請者の亡き父であり、申請者は小学生であったことからその実情は知り得なかったが、宅地の一部と認識していた。現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、2 月 4 日、佐藤勇委員、飯野正和委員、佐藤秀昭推進委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、2 月 6 日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 16 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第12回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(11時16分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年3月16日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 佐 藤 省 美

署名委員 佐々木 一 誠